

厚生年金基金解散方針決定に伴う後継制度（新企業年金）と現在の財政状況（推計）について

・後継制度としては現状の負担内で確定給付企業年金と確定拠出年金を検討しています。

厚生年金基金制度改正に伴う基金解散の方向性(後継制度の検討も含む)にかかる平成26年9月26日開催の第98回代議員会の結果につきましては、平成26年10月3日付お知らせのとおりご案内させていただきましたととも、11月には事業所説明会を開催させていただきました。

今般、平成27年2月20日開催の第99回代議員会において、当基金解散後の受皿として後継制度(新企業年金)の検討内容(概要)につきまして以下のとおり、全会一致で議決しましたのでお知らせいたします。後継制度(新企業年金)とは基金解散後、国を代行している部分の年金(報酬比例の老齢厚生年金)は国から支給される予定ですが、支給されなくなる予定の厚生年金基金の独自給付に代わり新たに支給することを目的として創設するものであり、国の年金は代行しない仕組みの企業年金制度となっています。

事業主の皆様におかれましては、2年程度先に予定されている基金解散後につきましても公的年金を補完するしくみとして重要であり引き続き社員の皆様の福利厚生に寄与する新企業年金制度への加入についてご検討いただきますようお願いいたします。

■基金への掛金納付と給付との関係について

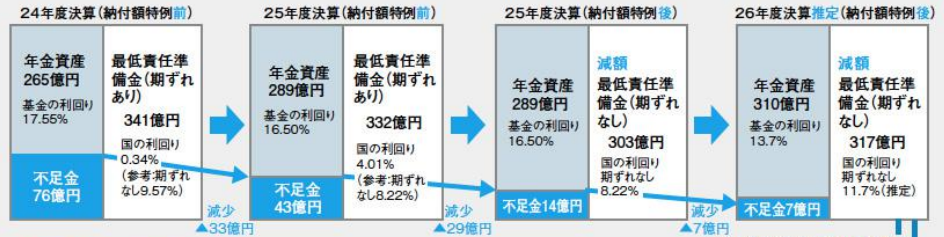
厚生労働省による解散認可までは基金として存続しますので、代行部分の給付及び加算年金を含めた基金独自給付は従来どおり解散認可(申請)までは支給されます。

代行部分(老齢厚生年金)は解散後、国に引継がれ国から支給されることとされています。(国の支給要件に基づく支給)

掛金納付は解散時の代行不足金の拡大抑制のためにも解散認可まで従来どおりの取扱いとなります。(変更ありません)

なお、基金の解散には法令で定められた手続きが必要とされているため解散認可(申請)時期は数年先になるものと見込まれます。

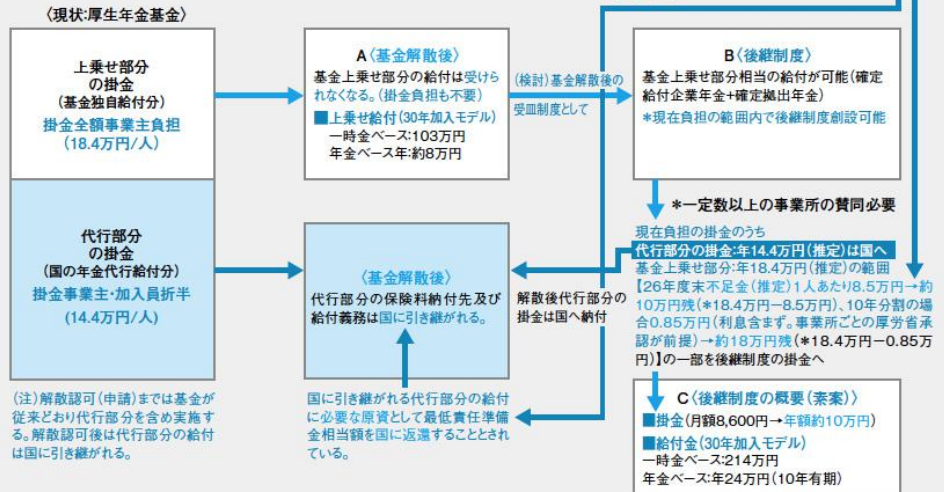
(参考) 財政状況の推移



*代行不足金は年々減少傾向にあります。年金資産と最低責任準備金の差が代行部分の不足金(代行不足金)となります。年金資産は掛金収入総額等+基金の運用収益-給付金額等、最低責任準備金は代行部分にかかる掛金収入等+国の運用収益-代行部分にかかる給付金等から構成されます。

約2年程度先の解散認可時点に基づき推定した最低責任準備金相当額を国に返還することとされている。現時点では未確定。さらに減少する可能性もあり。*平成26年度決算(推定)はあくまでも現時点での推定です。

■後継制度のイメージ図



* 基金のうごき *

(各種会議の主な議事・検討事項)

■第211回理事会 / 第32回財政運営委員会 / 第105回年金資産管理運用委員会 (平成26年12月19日)

- 第20期役員改選について
- 厚生年金基金見直しに関する法改正への対応について
- 平成27年度予算大綱について
- GPIFの基本ポートフォリオ変更に伴う「年金資産の運用に関する基本方針」政策アセットミックスの変更について
- 平成26年度の投資行動と年金資産運用結果について

■第99回代議員会 / 第212回理事会 / 第33回財政運営委員会・第106回年金資産管理運用委員会 (平成27年2月20日)

- 厚生年金基金見直しに関する法改正への対応について
 - 解散方針決定に伴う基金掛金率据置について
 - 解散計画の策定について
 - 解散方針決定に伴う後継制度(新企業年金制度)について
- 基金規約の一部変更について
 - 設立事業所の削除(脱退申請)に係る基金規約の一部変更について
 - 脱退時特別掛金規約の一部変更について
- 平成27年度予算について
- GPIFの基本ポートフォリオ変更に伴う「年金資産の運用に関する基本方針」政策アセットミックスの変更について
- 理事長専決処分事項について
 - 事業所の削除
- 平成26年度中間事業報告について
 - 主な事業経過
 - 各種会議の開催状況
 - 基金の事業概況
- 記録突合について
- 平成26年度 年金資産の投資行動と運用状況について
 - 平成26年度 これまでの投資行動
 - 当面の投資行動
 - 平成27年度 年金資産運用方針について
 - 平成27年1月末の資産運用状況

■第213回理事会 (平成27年2月20日)

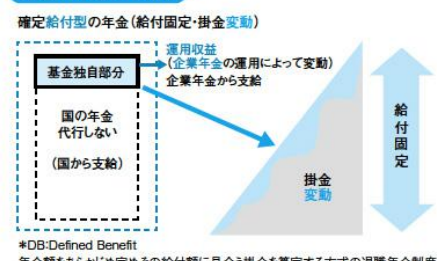
- 常務理事及び運用執行理事の指名について
- 学識経験顧問の委嘱について
- 「年金資産管理運用委員会」及び「財政運営委員会」委員の委嘱について
- 第20期代議員等改選結果について
- 厚生年金基金見直しに関する法改正への対応について
- 平成27年度予算について

■第100回代議員会 (平成27年2月20日)

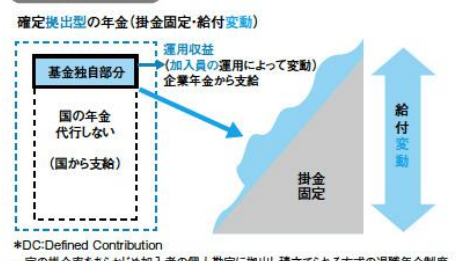
- 第20期代議員等改選結果について
- 常務理事及び運用執行理事の指名結果について
- 学識経験顧問の委嘱について
- 「年金資産管理運用委員会」及び「財政運営委員会」委任の委嘱について
- 厚生年金基金見直しに関する法改正への対応について
- 平成27年度予算について
- 平成26年度中間事業報告について

厚生年金基金解散方針決定に伴う後継制度(新企業年金)について

確定給付企業年金(DB)



確定拠出年金(DC)



項目	メリット
確定給付型	加入員にとって年金の受取り見込み額がわかりやすいため、老後の生活設計がたやすいこと
代行給付なし	国の年金制度・運用の影響を受けない。予定利回りも低い。比較的利益差も発生しにくいこと
運用の安定性	予定利回り2.5%前後・比較的利益差・金融市場の影響力は小さいこと
退職給付債務の平準化	退職一時金の内部留保は課税(退職給付引当金は既に廃止)だが、年金制度の掛金は損金となること
掛金の税制上の取扱い	退職一時金の内部留保は課税(退職給付引当金は既に廃止)だが、年金制度の掛金は損金となること
資産運用益の税制上の取扱い	自社で資産運用すると法人税の課税対象だが年金制度の資産運用益は非課税となること

項目	デメリット
確定給付型	確定給付型であるため給付は固定。事業主にとって掛金が増えること。(ただし代行給付有に比較し変動は生じにくい)
代行給付なし	国の年金制度・運用の影響を受けない。代行給付有に比較し資産規模が小さく、予定利回りも低い。比較的利益差も小さいこと

後継制度なしの影響(課題)

仮に自社で補填すると、会計・資金繰りが問題(給与等)に上乗せ対応の場合、事業主は社会保険料負担増・従業員は社会保険料負担増及び給与所得課税となる。)支給額が減少するだけの変更では、公的年金が縮小するなか、処遇悪化のため加入員の同意が得られにくい(解散同意:加入員の2/3以上・労働組合の3/4以上)

項目	メリット
確定拠出型	掛金が固定してより積立不足が生じないため、事業主にとって将来の掛金負担が安定的なこと
代行給付なし	国の年金制度・運用の影響を受けない。掛金が固定してより利益差は発生しないこと
運用の安定性	給付額は加入員の運用結果による。事業主追加負担なし。加入員は会社の掛金負担で投資経験ができること
事業主負担・年金心度の構成	加入員に退職給付の「見える化」が期待できる。加入員は今より残高があるか確認できること
退職給付債務の平準化	退職一時金の内部留保は課税(退職給付引当金は既に廃止)だが、年金制度の掛金は損金となること
掛金の税制上の取扱い	退職一時金の内部留保は課税(退職給付引当金は既に廃止)だが、年金制度の掛金は損金となること
資産運用益の税制上の取扱い	自社で資産運用すると法人税の課税対象だが年金制度の資産運用益は非課税となること

項目	デメリット
確定拠出型	確定拠出型であるため掛金は固定。加入員にとって自らの運用結果により給付が変動すること
代行給付なし	国の年金制度・運用の影響を受けない。代行給付有に比較し資産規模が小さく、予定利回りも低い。比較的利益差も小さいこと
運用の自己責任と投資教育	加入員自身が資産運用を行う。事業主は加入員に対して投資教育の実施義務があること